

社会福祉法人を含む

対象となる学校法人等理事長 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づく監査免除許可申請について

このことについて、私立学校振興助成法第 9 条に規定する経常的経費に係る補助金の交付を受ける学校法人等は、同法第 14 条第 2 項の規定により、「**計算書類及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない**」とされています。監査を行った公認会計士又は監査法人は、同条第 3 項の規定により「監査報告を作成」し、学校法人等は、「計算書類及びその附属明細書」及び同条第 1 項に規定する「収支予算書」に、当該「監査報告」を添付して、所轄庁に提出することとされています。

しかしながら、「公認会計士又は監査法人の監査」を受けることについては、同条第 2 項のただし書きにおいて、「**補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない**」と規定されていることから、県では、「令和 7 年度以降の私立学校振興助成法の規定による監査及び書類の提出等について」(令和 7 年 7 月 1 日付け学第 263 号)において、「**補助金の額が少額である場合**」を「**1 会計年度中に 1 学校法人が受ける補助金の額が 1,000 万円に満たない場合**」と規定し、知事の許可を受けた学校法人等にあつては、「公認会計士又は監査法人の監査」を受けることを要しない取扱いとしているところです。

つきましては、令和 7 年度において「補助金の額が少額である場合」の要件を満たす学校法人等のうち、私立学校振興助成法の規定による「公認会計士又は監査法人の監査」の免除許可を受けたい法人にあつては、下記により関係書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 許可申請書（別紙様式第 1 号）
- (2) 補助金交付決定通知書（補助金交付決定の変更及び追加交付決定通知を含む。）の写し

〔(2)の対象となる補助金〕

- ① 令和 7 年度私立学校振興費（運営費）補助金
- ② 令和 7 年度私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金
- ③ 令和 7 年度私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金
- ④ 令和 7 年度私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金

2 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）【必着】

3 その他

参考として、「令和 7 年度以降の私立学校振興助成法の規定による監査及び書類の提出等について」を添付します。

担当：私学振興担当 佐藤

TEL：019-629-5041 ／ FAX：019-629-5049

Mail：AH0007@pref.iwate.jp